

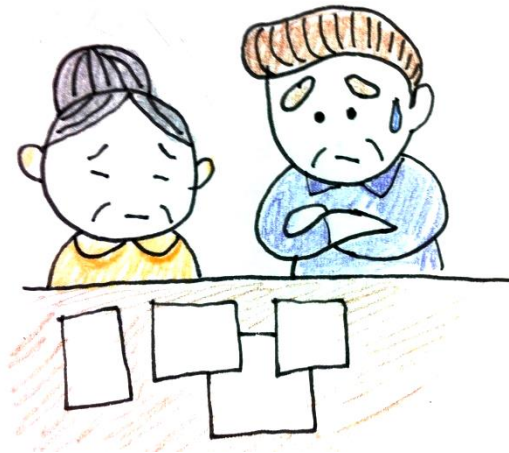
親族里親をご存知ですか？

もし、お子さんの お父さん、お母さんが…

死亡

長期入院

服役



行方不明

虐待

これらの理由で、おじいさん、おばあさんが育てている、
または育てたいと思う。(成人しているお兄さん、お姉さんが育てたいと思う。)
でも、経済的に苦しい…
そんな時には、**親族里親**になれる場合があります。

親族里親になると、お子さんを育てる日常生活にかかるお金、
医療費、学費などが支給されます。

親族里親については、
お近くの児童相談所にご相談ください。
(問い合わせ先は右記参照)



福井県総合福祉相談所
こども・女性支援課
☎0776-24-5138

嶺南振興局 敦賀児童相談所
相談判定課
☎0770-22-0858

里親とは…

さまざまな事情により家庭で養育できない子ども(0～18歳)を、里親さんの家庭に預けて養育する制度です。

- 養育里親…一定期間子どもを預かり養育する
- 養子縁組里親…養子縁組を前提として子どもを預かり育てる
- 親族里親…(下記参照)

親族里親とは…

両親が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、両親による養育が期待できず、祖父母、又は成年した兄弟等に養育を委ねた結果、経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう場合に活用されます。虐待や養育拒否、また精神疾患により養育できない場合なども含まれます。なお、両親がいる場合は、両親による養育の可能性を十分に検討します。(おじ・おばなどは、養育里親になります。)

親族里親になると…

委託期間中の養育に要する費用として、次の諸手当がその年度の措置費基準により算定され、支給されます。

生活諸費(子どもの日常生活に必要な経済的諸経費として支給されます。)のほか、医療費、教育費、部活動費、給食費、小中高の修学旅行費、入学支度費、就職支度費、冬季暖房費などが支給されます。

